

○国立大学法人筑波大学監事監査要綱

平成18年5月26日  
監事制定  
改正 平成27年 3月31日  
平成29年 3月31日  
令和 2年 6月18日  
令和 4年 1月14日

国立大学法人筑波大学監事監査要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 監事の権限・責務等（第4条－第8条）
- 第3章 法人並びに役員及び職員の責務（第9条－第12条）
- 第4章 監査の実施（第13条－第18条）
- 第5章 雑則（第19条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、監事が行う国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監査の目的）

第2条 監査は、法人の業務の適正かつ合理的な運営を図ること及び会計経理の適正を期することを目的とする。

（監査の対象）

第3条 監査は、法人の業務全般について行う。

第2章 監事の権限・責務等

（監事の権限等）

第4条 監事の職務権限及び諸会議への出席については、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第6条に定めるところによる。

- 2 監事は、監査の必要に応じて、役員及び職員に対し、質問し、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 監事は、監査の必要に応じて、業務の実態及び財産の状況について調査を行うことができる。
- 4 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況、モニタリング及び内部監査の手法について実効性の面から検証し、学長に意見を述べることができる。

(監査の補助)

第5条 監事は、監査の実施に当たり、必要と認めるときは、学長の承認を得て、監査室の職員以外の職員に、監査を補助させることができる。

(監事の責務)

第6条 監事は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏な立場で職務を遂行しなければならない。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、役員及び職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

3 監事は、法人の掲げる使命・目標を達成できるようにするための観点を持ち、法人における業務の円滑な実施及び教育研究の自主性に十分配慮し、監査を実施しなければならない。

4 監事は、監査終了後、遅滞なく監査結果報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

5 監事は、監査の実施及び監査結果報告書の作成に当たっては、監査に当たるものとしての正当な注意を払わなければならない。

6 監事は、職務上知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(会計監査人等との連携等)

第7条 監事は、監事相互間の連絡を密にするとともに、会計監査人及び監査室と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

2 監事は、会計監査人との定期的な会合を行い、監査に関する情報及び意見の交換を行うものとする。

(監事の調査等文書)

第8条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第11条第8項に規定する監事が調査する書類とは、別表第1に掲げる書類とする。

2 監事は、必要に応じて、別表第2に掲げる文書を適宜閲覧するものとする。

### 第3章 法人並びに役員及び職員の責務

(法人の協力義務)

第9条 法人は、監事の職務の遂行及び監査機能の充実に係る対外的な活動のために必要な環境の整備に努めなければならない。

2 法人は、監査室に所属する職員の人事評価及び懲戒処分等について、監事の意見を聞くものとする。

(役員及び職員の協力義務)

第10条 役員及び職員が第8条第1項の書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、監事による書類の調査を受けなければならない。

2 役員及び職員は、監査に協力しなければならない。

3 役員及び職員は、監査の補助に従事する職員に協力しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 第5条の規定により監査の補助を行った職員及び前条の規定により監査に協力した役

員及び職員は、監査によって知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(重要事項の報告)

第12条 役員及び職員は、役員及び職員の不正、違法行為、著しい不当事実、業務上の事故、異例の事態の発生その他重要事項について、速やかに口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

第4章 監査の実施

(監査の区分)

第13条 監査は、定期監査及び臨時監査に区分する。

- 2 定期監査は、次条に規定する監査計画書に基づき、原則として毎年度実施する。
- 3 臨時監査は、監事が特に必要と認める事項について、随時に実施する。

(監査計画書の作成)

第14条 監事は、前条に規定する定期監査に係る監査計画書を、原則として毎年度初めに作成し、学長に提出するものとする。

(監査結果報告書の作成等)

第15条 監査結果報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
  - (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
  - (3) 役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
  - (4) 役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
  - (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - (6) 監査報告を作成した日
- 2 監事は、前項に定めるもののほか、必要があると認める事項を監査結果報告書に記載することができる。

(改善報告)

第16条 学長は、監事から提出された監査結果報告書に基づき、是正又は改善すべき事項があるときは、速やかに是正又は改善の措置を講じ、その結果を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた監事は、是正又は改善の状況について必要な確認を行い、監査効果の確保を図るものとする。

(学長との意見交換)

第17条 監事は、適切な監査を行うため、学長と定期的な会合を行い、意見の交換を行うものとする。

(文部科学大臣への意見の提出)

第18条 監事は、法人法第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣に意見を提出する場合は、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。

## 第5章 雑則

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、監事の行う監査に関し必要な事項は、監事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則 (平27.3.31)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平29.3.31)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令2.6.18)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令4.1.14)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第8条第1項関係）監事が調査する書類

事項	項目	準拠法令
認可	出資の認可申請	法第22条第2項
	中期計画（変更を含む）の認可申請	法第31条第1項
	長期借入金借入れの認可申請	法第33条第1項、第2項
	債券発行の認可申請	法第33条第1項、第2項
	債券発行委託の認可申請	法第33条第5項
	長期借入金及び債券の償還計画の認可申請	法第34条
	土地等の貸付けの認可申請	法第34条の2
	研究成果を活用する事業者への出資の認可申請	法第34条の5第2項
	業務方法書（変更を含む）の認可申請	準用通則法第28条第1項
	短期借入金の限度額を超えた短期借入金（借換えを含む）の認可申請	準用通則法第45条第1項、第2項
	重要な財産の譲渡又は担保の認可申請	準用通則法第48条
承認	財務諸表等の承認申請	準用通則法第38条第1項、第2項
	積立金処分の承認申請	法第32条第1項
	役員の損害賠償責任の免除の承認申請	準用通則法第25条の2第2項
	剰余金の額の承認申請	準用通則法第44条第3項
	学長又は監事（非常勤を除く）の兼職の承認申請	準用通則法第50条の3
指定	指定国立大学法人の指定申請	法第34条の4
認定	余裕金の運用の認定	法第34条の3
	役職員の離職後の就職援助措置に関する計画の認定	準用通則法第50条の4第2項第5号
届出	理事任命の届出	法第13条第2項
	理事解任の届出	法第17条第6項
	会計関係規程制定（変更を含む）の届出	準用通則法第49条
	役員の報酬基準（変更を含む）の届出	準用通則法第50条の2第2項
	職員の給与等の支給基準（変更を含む）の届出	準用通則法第50条の10第2項
報告	違法行為等の是正措置の報告	法第34条の10第2項
	再就職者の法令等違反行為に対する法人の長による措置の報告	準用通則法第50条の8第3項

	業務並びに資産及び債務の状況に関する報告	準用通則法第64条第1項
	出資された土地の譲渡（変更を含む）に関する報告	省令第19条第1項、第3項
	資本金の減少報告	省令第20条第4項
申 出	学長選考の申出	法第12条第1項
	学長解任の申出	法第17条第5項
提 出	業務実績等報告書の提出	法第31条の2第2項
	国庫納付金計算書の提出	施行令第5条第1項
意 見	中期目標の制定（変更を含む）の意見	法第30条第3項

備考

- 1 法とは、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）をいう。
- 2 準用通則法とは、国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）をいう。
- 3 施行令とは、国立大学法人法施行令（平成15年12月3日政令第478号）をいう。
- 4 省令とは、国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文部科学省令第57号）をいう。

別表第2（第8条第2項関係）監事が閲覧する文書

項目
(1) 文部科学大臣から発せられた許認可等に関する文書その他重要な文書
(2) (1)以外の行政機関に提出する重要な文書及び(1)以外の行政機関から発せられた重要な文書
(3) 役員会その他の重要な諸会議の議事録
(4) 法人規則等の制定及び改廃に関する文書
(5) 事業計画及び予算、資金管理に関する文書
(6) 契約に関する重要な文書
(7) 訴訟に関する重要な文書
(8) 事故に関する重要な文書
(9) その他法人の業務に関する重要な文書